



科研費等公的研究費を応募された研究者の皆様へ

公的研究費の不正使用防止と適正な執行を確保するための取り組みの一環としてコンプライアンス教育受講および誓約書の提出について、本学では2020年度から5年ごとに受講と誓約書の提出を求めています。

2025年度科研費等公的研究費に応募された方で、2020年度以降の再受講・再提出または新規受講・提出をされていない方は、速やかにコンプライアンス教育を受講した後に「誓約書」の提出をお願いします。コンプライアンス教育動画および誓約書の提出(オンライン)案内は以下のページにまとめています。

https://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research_expenses/05.html/



また、「研究倫理教育」の受講も必須です。日本学術振興会のeラーニングシステムeLCoREにアクセスの上、必ず受講してください(2021年度以降の受講が必要です)。

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>



他大学で実際に発生した不正事案について

文部科学省のホームページでは、実際に発生した不正事案の概要が公開されています

(https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)。

今年度2件報告されていますが、そのうちの1件の概要をご紹介します。



不正の種別	出張旅費の不正取得
不正が行われた年度	2019年度、2021年度
不正に支出された研究費額	267,550円
不正に関与した研究者数	1名
動 機	当該教員は対象となった2件の出張のうち、1件は不正行為を否認し、弁解に終始していることから動機は不明。もう1件についても主張が変遷をしているが、出張報告記載の誤り・出張システム操作の誤りがあった旨を弁解している。
手 法	【出張①】 当該大学の教員等が国内及び海外出張を行うために出張旅費の支給を受けようとする場合、出張システムを通じて事前に出張申請を行い、事後に出張報告を行うこととなっていたところ、実際には予定していない国内出張の用務を記載するなどして虚偽の出張申請を行い、本件出張の後、当該用務を行った旨の虚偽の出張報告を行い、本件出張に係る出張旅費(宿泊費13万円及び日当2万7500円)を不正取得した。 【出張②】 海外での学会出席及び発表を用務として出張申請を行い、海外へ渡航したが、実際には出張申請に係る学会出席及び発表を行っていなかった。それにもかかわらず、上記学会への出席及び発表を行った旨の虚偽の出張報告を行い、本件出張に係る出張旅費(交通費5万3850円、宿泊費3万7600円、日当1万8600円)を不正取得した。
発生要因	当該教員は、当該大学が定めるコンプライアンス教育を2020年度に、研究倫理教育を2019年度に受講済みであり、また、2021年度には誓約書(当該大学が公的研究費の運営・管理に関わる教職員に提出を求めているもの)を提出しており、公的研究費に関する不正防止の重要性については十分認識していたと言わざるを得ない。そうであるにもかかわらず、本件において、当該教員は、虚偽であることを認識しながら、思いとどまることなく、あえて虚偽の出張申請及び出張報告を行っていたことに鑑みれば、当該教員に研究者としての基本的な倫理観の欠如があったと言わざるを得ない。

上記の案件に関して、当該教員は不正行為を否認しています。しかしながら、当該大学の調査委員会では、書面調査、関係者及び当該教員に対するヒアリング調査並びにフォレンジック調査(*)等、調査全体の結果を総合的に判断し、2件の出張について当該教員による不正行為(出張旅費の不正取得)があったものと認定しています。その結果、当該教員は停職4か月の懲戒処分を受け、不正行為の概要が教員氏名を含め当該大学ホームページで公表されました。

また、本件のような不正行為が発生した場合、再発防止策として「宿泊証明の提出」「研究実施にかかる根拠資料の提出」「航空機の搭乗証明の提出義務化」など全体の研究費執行において厳しい対応の検討が必要となります。当該教員だけではなく、研究者全体に影響が及びます。

私的利用の有無に関係なく、当該研究課題の研究遂行に直接関係するものではない支出や、事実と異なる書類の記載は不正行為となるので、くれぐれもご注意ください。

本大学における研究費の適正執行の考え方や研究費執行の様々な手続きについては、「研究費執行ガイドブック」をご確認ください。

https://www.ritsumeai.ac.jp/research/member/file/research_expenses/guidebook.pdf

また、ご質問やご不明な点は各リサーチオフィスまでお問合せください。

(*)フォレンジック調査

証拠として使用するために、デジタルデータや情報を科学的に分析する調査手法。組織内で不正行為が疑われる場合に、構成員のパソコンやメールの履歴を調査する等が該当する。また、削除されたファイルやデータを復元し、その内容を解析することもフォレンジック調査に含まれる。



出張や立替払いの精算等の手続きはお早めにお願ひします

夏期休暇期間中に実施した出張報告は、速やかに手続きを進めてください。また、立替払いの精算も、領収書をため込まずにこまめに手続きを進めてください。



ニューズレターの発行

このニューズレターは啓発活動の一環として年4回発行し、他機関を含む不正使用事案とその発生要因の共有、内部監査や証憑点検における指摘事項など、研究費の適正な執行のための情報を定期的に発信配信していく予定です。次回は12月発行の予定です。



立命館大学 研究部